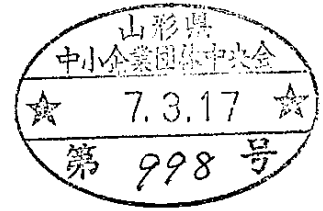


商 経 第 1 0 1 6 号  
令和 7 年 3 月 1 7 日

各 市 町 村 長  
( 商 工 担 当 課 扱 い )  
山 形 県 商 工 会 連 合 会 会 長  
各 商 工 会 会 長  
山 形 県 商 工 会 議 所 連 合 会 会 長  
各 商 工 会 議 所 会 頭  
山 形 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長  
や ま が た 産 業 支 援 機 構 理 事 長  
山 形 県 信 用 保 証 協 会 理 事 長  
各 取 扱 金 融 機 関 の 長  
各 総 合 支 庁 長

殿



山形県産業労働部長  
( 公 印 省 略 )

山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第4号）の取扱期間の  
延長について

日頃、本県産業の振興と中小企業者に対する金融の円滑化について御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年7月25日からの大雨による災害により被害を受けた事業所の円滑な復旧を支援するため、山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）を取り扱っておりますが、別紙のとおり取扱期間の延長を行うこととしましたので、御了知願います。

つきましては、県内中小企業者に対し、金融の円滑化について、特段の御配慮をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 金融係  
TEL 023-630-2135 FAX 023-630-3267

商 経 第 1 0 1 6 号  
令和 7 年 3 月 1 7 日

関係機関の長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子



山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第 4 号）の取扱期間の  
延長について（通知）

このことについて、山形県商工業振興資金融資制度要綱第 3 条第 2 項の規定により、  
対象となる災害を指定し当該資金を取り扱ってきたが、以下のとおり取扱期間を延長  
することとする。

記

- 1 指定災害名称  
令和 6 年 7 月 2 5 日からの大雨による災害
- 2 対象地域  
災害救助法の適用を受けた市町村
- 3 取扱期間  
（変更前）令和 6 年 7 月 2 6 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで  
（変更後）令和 6 年 7 月 2 6 日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで
- 4 融資対象者  
令和 6 年 7 月 2 5 日からの大雨による災害により事務所又は主要な事業用資産が  
被害を受け、今後 3 か月の売上高の合計が前年同期（※）に比し 2 0 % 以上減少す  
ることが想定され、経営の安定に支障をきたしているもの  
（※）融資申込み時期の関係で、災害後の期間との比較となる場合には、災害前  
の同期との比較を認める。

以 上